

議第70号

高島市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年9月1日

高島市長 福井正明

---

高島市個人情報保護条例の一部を改正する条例

高島市個人情報保護条例（平成17年高島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第33条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。